

令和6年 第4回 東彼杵町議会定例会会議録

令和6年第4回東彼杵町議会定例会は、令和6年12月6日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	大安 義和 君	2 番	児玉 隆行 君
3 番	構 浩光 君	4 番	吉永 秀俊 君
5 番	尾上 庄次郎 君	6 番	大石 俊郎 君
7 番	口木 俊二 君	8 番	浪瀬 真吾 君

2 欠席議員は次のとおりである。

な し

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	山口 厚 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	高月 淳一郎 君	産 業 振 興 課 長	楠本 信宏 君
税 財 政 課 長	山下 勝之 君	建 設 課 長	欠 席
長寿ほけん課長	前平 英利 君	水 道 課 長	岡木 徳人 君
こども健康課長	氏福 達也 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
町 民 課 長	小林 竹哉 君	建 設 課 長 補 佐	長下 文隆 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 井上 晃 君 主 任 書 記 梶川 美穂 君

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	議案第 62 号	令和6年度東彼杵町一般会計補正予算（第5号）
日程第 2	議案第 63 号	令和6年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 3	議案第 64 号	令和6年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 4	議案第 65 号	令和6年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第 5	議案第 66 号	令和6年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第 6	議案第 67 号	（仮称）新駄地団地新築工事請負契約について
日程第 7	議案第 68 号	大音琴川浚渫推進工事（2工区）請負契約について
日程第 8	議案第 69 号	口木田川浚渫推進工事請負契約について

6 散 会

開 議（午前 9 時 29 分）

○議長（浪瀬真吾君）

おはようございます。

会議を始めます前にお知らせをいたします。

建設課長が、やむを得ない理由のために欠席をしたいとの申し出がありましたので、これを許可しております。

ただいまの出席議員数は 8 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから議事に入ります。

日程第 1 議案第 62 号 令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 1、議案第 62 号令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 62 号令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号）でございます。

予算の総額に歳入歳出それぞれ 9924 万 6000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 76 億 7517 万円とするものでございます。

提案の理由といたしましては、歳出の主なものは、既存水源揚水試験業務や戸籍管理システム更新業務委託料など 3844 万 1000 円。農地等災害復旧工事など 2081 万円。

歳入の主なものは、県支出金 2156 万 9000 円、地方交付税 3239 万円などでございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり、議案第 62 号についてご説明いたします。

それでは、議案書 15 ページをお開きください。3 番歳出からご説明いたします。

2 款 1 項 5 目財産管理費 12 節委託料の庁舎移転に伴う電算室設計支援業務委託料は、新庁舎に設置する電算室については専門業者の支援を必要とするため計上いたしました。また、町有地の除草や支障木伐採費用が不足しているため合わせて 214 万円を追加しました。

11 目企業誘致対策事業費 12 節委託料の既存水源揚水試験業務委託料は、企業誘致に活用予定の井戸につきましては能力が不明となっていることから、揚水試験を実施するため 2800 万円を追加いたしました。

16 ページをお願いいたします。

2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費 12 節委託料の戸籍管理システム更新業務委託料は、システムのリプレースを予定しており、更新費用 819 万 5000 円を追加いたしました。

17 ページになります。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 27 節繰出金は、介護給付費増額などの財源として介護保険事業特別会計繰出金 484 万 1000 円を追加しました。

18 ページをお願いいたします。

3 款 2 項 1 目児童福祉総務費 19 節扶助費は、乳幼児医療など福祉医療費が不足の見込みで 558 万 4000 円追加しました。

2 目児童運営費 22 節償還金利子及び割引料は、子ども・子育て支援交付金について前年度分を実績により精算し返還の必要があるため 336 万 4000 円追加しました。

19 ページになります。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費 18 節負担金補助及び交付金は、出生予定見込みより出産・子育て応援ギフトが不足し 50 万円追加しました。その下、22 節償還金利子及び割引料は、母子保健衛生費国庫補助金など保健衛生事業の過年度補助金を精算により返還するため合わせて 103 万 7000 円追加しました。

2 目予防費の 22 節償還金利子及び割引料では、健康増進事業費補助金など、こちらも補助金返還のため 144 万 5000 円追加しております。

3 目環境衛生費 18 節負担金補助及び交付金は、水道工事などの財源として水道事業会計への繰出し費用 200 万円を追加しました。

21 ページになります。

6 款 1 項 3 目農業振興費 18 節負担金補助及び交付金は、農業支援になります。優良肉用子牛生産推進緊急対策事業補助金は、肉用子牛価格が下落しており、繁殖牛農家に対し販売した子牛 1 頭あたり 2 万円の助成を行うため 340 万円追加しました。東彼杵町飼料価格高騰緊急対策事業補助金は、飼料価格が高騰しているため、肉用牛や養鶏農家に対し飼料 1 t あたり 200 円の積立金助成を行うため 195 万 2000 円を追加いたしました。施設園芸等農家燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金は、燃油価格が高騰しているため、施設園芸農家に対し燃油 10 あたり 10 円の助成を行うため 571 万円追加いたしました。節全体では 1106 万 2000 円追加しております。

22 ページをお願いします。

8 款 6 項 1 目住宅管理費 10 節需用費の施設修繕費は、町営住宅の修繕費用が不足しており、見込みから 470 万円追加しました。

23 ページになります。

10 款 5 項 3 目教育センター分室費 12 節委託料は、教育センター分室解体に伴う図書室移転のため移転業務費用として 275 万円を追加しました。

4 目文化ホール費 12 節委託料は、文化ホール使用の際の舞台運営費用が不足しており、見込みから 125 万 4000 円追加しました。

25 ページになります。

11 款 1 項 1 目農地等災害総務費 12 節委託料の災害査定測量設計業務委託料は、台風 10 号で被災した農地 6 か所を復旧予定ですが、当初計上額では不足するため 77 万円追加しました。

3 目農地等災害復旧事業費 14 節工事請負費の令和 6 年発生農地等災害復旧工事は、先ほど申しました被災した農地の復旧工事費用 2000 万円を追加しました。歳出は以上でございます。

次は 7 ページをお願いいたします。2 番歳入です。

12 款 1 項 1 目地方交付税は、今回の補正予算の財源として 3239 万円を交付税から追加しました。

10 ページをお願いいたします。

17 款 2 項 2 目民生費県補助金は、福祉医療費の増額に伴い県の負担分 299 万 1000 円を追加しました。

8 目災害復旧事業費県補助金は、台風 10 号に伴う農地災害復旧工事になりますが、1810 万円を補助金収入として追加しました。

11 ページになります。

20 款 1 項 3 目ふるさと創生事業基金繰入金は、既存水源揚水試験業務などの財源として 2823 万 3000 円をふるさと創生事業基金から繰入れました。

5 目教育文化施設整備基金繰入金では、図書室移転業務の財源として 275 万円を教育文化施設整備基金から繰入れました。

また、9 目庁舎整備基金繰入金では、庁舎移転に伴う電算室設計支援業務の財源として 110 万円を庁舎整備基金から繰入っております。

12 ページをお願いします。

21 款 1 項 1 目繰越金は、補正予算の財源として 820 万 6000 円を繰越金から追加しております。

14 ページをお願いします。

23 款 1 項 8 目災害復旧債の現年補助災害復旧事業は、農地等災害復旧工事について補助金の残額から 270 万円を起債収入としております。歳入については以上でございます。

次は、3 ページをお願いします。第 2 表繰越明許費補正です。

こちらに計上しております 6 事業については、年度内に完了しないため繰越明許をお願いするものです。

4 ページをお願いします。第 3 表地方債補正です。

こちら計上しております 1 事業について、表のとおり限度額等の補正を行っております。

最後に、戻っていただいて、1 ページ 2 ページの第 1 表、5 ページ 6 ページの事項別明細書、26 ページ以降の給与費明細書は、歳入歳出の積み上げですので説明を省略いたします。説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

15 ページをお願いします。

これ、付託議案ですので、当時ちょっと資料をいただければと思っているんですけど、既存水源のですよ、揚水試験業務委託料の分で、たぶん先日議運の時に 6 か所と聞いたんですけど、6 か所がですよ、どこどこなのか。それとどのくらいの量が今まで出ていたものかですね。その点をお願いしたいと思っております。

また、この分がですよ、繰越明許費に上がっていないものですから、たぶんこれ年度内に完了と

いうことでよろしいでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず繰越明許費には上げていると思うんですけどですね、この金額、年度内に完成しませんので。

それで、先ほど構議員がおっしゃったように、企業誘致に伴う水源確保として既存の水源を活用予定が6か所ございまして、そのうちですね、3か所についてはまだ古い井戸でありますので、その能力が不明ですので確認をさせていただきたいということで今回予算を上げているところでございます。

あと資料等につきましては準備できるそうでございますので、当日配布いたします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第62号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第2 議案第63号 令和6年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第2、議案第63号令和6年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第63号令和6年度東町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ954万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億1954万円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出の主なものは、高額療養費に900万4000円、歳入は、繰越金954万円でございます。詳細につきましては、長寿ほけん課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

議案第63号令和6年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、町長に代わり説明を加えます。

それでは、議案資料の6ページ歳出をお願いいたします。このページ以降は歳出の部分になります。

1款1項1目一般管理費10節需用費につきましては、マイナ保険証制度化に伴う資格確認書の台紙印刷費用10万円を計上しております。

7 ページをお願いいたします。

2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費 18 節負担金補助及び交付金でございますけれど、4 月から 10 月分の高額療養費の支払状況から予算が不足する見込みであることから、900 万 4000 円を追加計上しております。

8 ページをお願いします。

8 款 1 項 3 目その他償還金 22 節償還金利子及び割引料につきましては、額が確定したことによる精算の償還金を計上しております。

内訳としまして、特定健康診査等負担金償還金に 35 万 3000 円、特別調整交付金に 2 万 1000 円でございます。

続きまして、5 ページの歳入をお願いいたします。

7 款 1 項 1 目繰越金につきましては、歳出計上分の財源として、前年度繰越金から 954 万円を計上しております。

戻っていただいて、1 ページから 2 ページの第 1 表、3 ページから 4 ページの事項別明細につきましては、これまでの説明の積み上げですので説明を省略いたします。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

7 ページをお願いします。

高額療養費負担金ですよ、900 万 4000 円追加になっておりますが、これを負担額はですよ、負担限度額を超えた方が支払われた分に充当されるかと思いますが、この 900 万 4000 円に対して、どのような要因があって、今回増えたものかですね。例えば、入院が増えたとか、通院が増えたとかをお尋ねします。

それから、これはですよ、たぶん国県の補助がたぶん入ってくると思うんですけど、4 分の 1、4 分の 1 がたぶん計上されるべきじゃないかなと私は思っているんですけど、最終的にですよ、3 月補正でたぶん調整をされるのかなとは思っているんですけど、そこまで含めたところの回答をいただきたいと思っております。

それと、あと 1 点ですね、マイナンバーカードをですよ、国保の方がどのくらい持っておられるかわかれば教えてください。率でもいいです、何%ぐらいですよちゅうことで。教えてもらえれば助かります。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

900 万 4000 円の増えた内訳としまして考えられますのが、末期がん患者が主だとは思われます

が、100 万円以上の医療が掛かった方がですね、10 月まででおよそ 40 件おられます。月あたりの最高額がですね、7 月に 250 万円掛かった方がおられます。8 月に 340 万掛かった方、お 1 人でですね、10 月に 480 万円掛かった方おられますので、これらの方、当然予測できませんので、こういった方が増えたことによることが要因なのかなと思っております。

予算ベースでですね、月平均の支出を 900 万円少々で見込んでおったわけですがけれども、当初の説明で申し上げましたとおり、4 月から 10 月までの高額療養費の支払い状況などから、およそ 980 万円以上になると見込まれて、月ベースで 70 万円程度不足するのではということで 900 万 4000 円の計上となっております。

国県の補助につきましては、ちょっと確認をさせてください。今ここでは、すみません、把握できておりません。

マイナ保険証の利用なんですけれども、11 月報告分でですね、マイナ保険証の登録率が 68.2%、マイナ保険証の利用率が 36.7%でございます。36.7%というのは、県内の市町で 1 位となっております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

丁寧な回答ありがとうございました。

ただ、国保はですよ、結構、特定健診と健康指導とかよく周知をされていると思うんですけれど、末期がんとかですよ、がんは仕方がないと思うんですけれど、それ以外の病気はですよ、運動とか、食事とかですよ、その方の療養ですよ、抑えられるようになってないかと思うんですけれど。

町長にお尋ねします。今後、国保についてもですよ、どのような対策を取っていかれるかお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

国保につきましても、健診とか、そういうのは本当に推進はしているんですよ。

ただしかし、今、地域の方をお願いしていますが、健診の率がちょっと下がってきている地区もあります。

そういう形で、保健師の方も指導はされているんですよ、色んな健診の結果とかですね、見て。ずっとしているんですが、もうどうしてもやむを得ない状況で、なかなか国保の方は自分で行かなければいけませんので、その健診にですね。

だから、もう本当にこの推進をするしかないということで、旗とか幟とか、毎回この健康診断の時に皆さん方にお世話をさせていただいているんですが、今後もこういう状況を踏まえて、皆さんに自分の体は自分で守っていただくという形で、健康寿命を保つためにもその推進をしていき、もっと強力に推進していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

マイナンバーカードに関連してなんですけれど、12月1日からですね、マスコミでも報道しております、いよいよマイナカードが正式に使えるんですけれど。今、町内にはたぶん、歯医者さんを入れて9か所あるのかな、病院があるんですかね、9か所あると思いますけれど、歯医者さんを入れて。

全部の療養所で、その病院でマイナンバーカードに対応はされているんでしょうね、間違いなく。マイナンバーカード使えるんでしょうね、9か所。それがまず基本だと思いますけれど。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

後ほど担当課から説明させますけれど、やはり全国的にですね、このマイナンバーのマイナ保険証に対応する機器、かなりのお金が投入しなくちゃいけないので、全国的にはまだたぶん低いと思うんですが、町内9か所は使える所もあるし、使えない所もあると思うんですが、長寿ほけん課長にお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

おそらく使えると思いますが、後ほど確認したいと思います。

全国的には95%の医療機関でマイナ保険証を使える状況ということは聞いておりますので、町内状況、すみません、確認して後ほど回答いたします。

○議長（浪瀬真吾君）

4番、吉永秀俊議員。

○4番（吉永秀俊君）

12月1日から基本的にですね、全国でマイナンバーカードが保険証を使えるんですから、たぶん本来ならば12月1日の時点で100%の病院で使えるようになるとかんばいかんとですよ。そのために国も補助金を出しているからですね。

それはたぶん、おそらくたぶん100%使えるんじゃないかと思いますがけれど、念のために調べてください。

それと、マイナンバーカードの最大の利点はですね、薬なんかの前歴がわかるということも一つなんですけれど、これもちょうと専門家が言っていたんですけれど、電子カルテに移行せんといかんとですよ。

ところが地方の病院ではそれが非常に遅れてるっちゃうことなんです、電子カルテがですね。そこら辺の町内での、たぶん三島眼科あたりはされているんじゃないかと思いますがけれど、そこら辺をちょっと調べてってください。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その点も含めて調査をしたいと思っておりますが、本当に今、吉永議員がおっしゃったように、薬とか何とかの調合とかですよ、どういう薬を使うか前の病院でというのはわかるんですが、電子

カルテがこうしないとなかなか効果が発揮できないという報告も上がっておりますので、ちょっと町内はまた再度調査をさせていただきたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

今マイナンバーカードに関連した質問なんですけれども、国が今、メリットデメリットちゅうことで、マスコミを通じて繰り返し流されているんですけれども、やはり町としてもですよ、デメリットはいいですけれども、このメリット、メリットについて普及させるために、やはり広告、周知徹底、今度13日に区長会もありますよね。

先ほど一部あった吉永、同僚議員からもありましたけれども、このマイナンバーカードを使うことによってお医者さんの共通した情報がお互いに、その患者さんの共通ができるということで、この病気についてはこの薬は飲んでいけませんよちゅうのが、お互いに共有できたら患者さんに指導できるちゅうのが最大のメリットなんですね。

次は、第2点は、私が知りたいのは、先ほど高額療養制度を、もうこれを作っていれば、もう病院で払わなくて良いと。もう病院の窓口では掛かった、その高額療養費をこれだけの分だけを払えば良いという最大の利点があります。後で受け取ることはないと。

こういった利点をですね、是非町からも区長会とか回覧を通じて周知徹底を図っていただきたいな。そして、この町が、先ほど第一位ちゅうことがありましたけれどもね、利用の、これをさらに不動のものにするようにしたら、より素晴らしいことだなと思っておりますので、よろしくお願いします。町長、いかがでしょう。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに大石議員がおっしゃったように、昔のお薬手帳とか皆さん持って回っておられたんですが、そういうのも不要になりましたし、薬を使った後にまた違う薬を使う危険なものということも、当然ありますので、この区長会等でもですよ、是非マイナ保険証でこの推進をいただきたいということは申し上げたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

先ほどの構議員の質問にありました国県の補助なんですけれども、実績により充当されますので、今回の補正には入っておりません。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 63 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 63 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 63 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 63 号令和 6 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 64 号 令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 3、議案第 64 号令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 64 号令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）でございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ 3892 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 9956 万 5000 円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出の主なものは、保険給付費等に 3683 万 4000 円、歳入の主なものは、支払基金交付金 1040 万 2000 円、繰越金 815 万 8000 円などでございます。詳細につきましては、長寿ほけん課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

議案第 64 号令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、町長に代わり説明を加えます。主なものをご説明いたします。

議案資料の 13 ページをお願いいたします。このページ以降は歳出の部分になります。

2 款 1 項 3 目地域密着型介護サービス給付費の負担金につきましては、認知症対応型共同生活介護の予算が 4 月から 10 月までの状況から不足する見込みでございますので、783 万 8000 円を追加計上しております。

同じく 5 目施設介護サービス給付費、7 目居宅介護福祉用具購入費、9 目居宅介護サービス計画給付費につきましても、同様に予算が不足する見込みであることから、追加計上を行っております。

14 ページから 16 ページにつきましても、同様に予算が不足する見込であることから、それぞれ追加計上を行っております。

19 ページをお願いいたします。

7 款 1 項 1 目償還金につきましては、介護給付費財政調整交付金及び介護保険事業費補助金、それぞれの精算に伴う返還金を合わせて 21 万 9000 円を追加計上しております。

続きまして、議案資料の 5 ページ、歳入をお願いいたします。

3 款 1 項 1 目介護給付費負担金 1 節の現年度分介護給付費負担金につきまして 641 万 6000 円追加計上しております。

これは、主に歳出、施設介護サービス給付費及び地域密着型介護サービス給付費等の計上に伴う国庫法定負担金の増額となります。

7 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目介護給付費交付金 1 節も現年度分介護給付費交付金を 994 万円追加計上しております。主に歳出、施設介護サービス給付費等の計上に伴う支払基金交付金の法定負担の増額となります。

8 ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目介護給付費負担金 1 節の現年度分介護給付費負担金につきましても、主に施設介護サービス給付費等の計上に伴い、県の法定負担金 554 万 6000 円を追加計上しております。

10 ページをお願いいたします。

7 款 1 項 1 目介護給付費繰入金 1 節の現年度分介護給付費繰入金につきまして、主に施設介護サービス給付費等の計上に伴い、町の法定負担金 460 万円を追加計上しております。

11 ページをお願いいたします。

8 款 1 項 1 目繰越金につきましては、今回の補正予算の財源とするため 815 万 8000 円を追加計上しました。

戻っていただきまして、1 ページから 2 ページの第 1 表、3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、歳入歳出の積み上げになりますので説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 64 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 4 議案第 65 号 令和 6 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)

○議長（浪瀬真吾君）

日程第4、議案第65号令和6年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第65号令和6年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ24万4000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4454万4000円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出は、マイナ保険証導入に係る通知費用24万4000円、歳入は、諸収入24万4000円でございます。詳細につきましては、長寿ほけん課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

議案第65号令和6年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、町長に代わり説明を加えます。

議案資料の6ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費11節役務費につきましては、マイナ保険証導入にあたりまして、お知らせの中にマイナンバー下4桁を表示した通知文書を同封することによりまして、特定記録郵便費用の24万4000円を追加計上しております。

5ページをお願いいたします。

7款5項4目1節雑入に24万4000円を計上しております。先ほど説明しました特定記録郵便費用に係る長崎県後期高齢者医療広域連合特別対策補助金を計上しております。

1ページから2ページの第1表及び3ページから4ページの事項別明細書につきましては、これまでの説明の積み上げになりますので、説明を省略させていただきます。以上で終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

これはちょっとお願いなんですけれど、後期高齢者はですよ、75歳以上だと思います。

ですので、この文書を発送する時にですよ、例えば首にかけるとかなくさないようにしてもらような対策ですね、周知をお願いしたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

ネックストラップということでしょうか。

検討はしてまいります、必ずやりますとちょっとお約束できるものでございませぬので、検討はいたします。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 65 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 65 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 65 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 65 号令和 6 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 66 号 令和 6 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 5、議案第 66 号令和 6 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 66 号令和 6 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 2 号）でございます。

収益的支出に 330 万円を追加いたしまして、全体の予算が、支出におきまして 2 億 5642 万 1000 円でございます。

資本的収入 200 万円を追加、支出に 200 万円を追加いたしまして、全体の予算が、収入におきまして 2 億 85 万 2000 円、支出が 2 億 2107 万 8000 円でございます。

提案の理由は、収益的支出におきまして、修繕費に 330 万円を追加、資本的収入において工事負担金 200 万円の追加、支出において、水道管布設替工事 200 万円を追加するものでございます。詳細につきましては、水道課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

それでは、議案第 66 号令和 6 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。

参考資料として添付しております実施計画明細書により説明いたします。

14 ページをお願いします。収益的収入及び支出になります。

収益的収支につきましての補正予算は下の表の支出のみになります。

営業費用の配水及び給水費の修繕費につきまして水道管の漏水等に係る修理費が不足する見込みでありますので、今回 330 万円を追加計上いたします。

次に、15 ページの資本的収入及び支出をお願いいたします。

資本的収支につきまして深澤道路改良事業に伴います支障水道管の移設工事に係る予算を追加計上いたしております。

上段の表の収入につきましては、工事負担金としまして一般会計からの 200 万円の負担金を追加計上いたしました。

下の表が支出になります。建設改良費に水道管移設工事として 200 万円を追加計上いたしております。

工事箇所につきましては、令和 5 年度の予算で繰り越しを行いました箇所から中岳側へ約 130m の間で支障水道管の移設工事を予定いたしております。

1 ページから 4 ページまでが実施計画書、5 ページ以降は財務諸表を添付いたしております。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから質疑を行います。2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

一つだけ確認をお願いしたいんですが、15 ページ。

15 ページの上の表ですね、収入の部分。この右側に一般会計繰入金 300 万円と額になっているんですけども、これが間違いなのかどうかご説明をお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

大変申し訳ありません。議員ご指摘のとおり、15 ページの資本的収入及び支出の上の表の収入。一番右の欄になります。各目の説明ということで、一般会計繰入金 300 万円と表記をいたしております。これについては 200 万円の訂正をお願いいたします。大変申し訳ございません。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 66 号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第 6 議案第 67 号 （仮称）新駄地団地新築工事請負契約について

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 6、議案第 67 号（仮称）新駄地団地新築工事請負契約についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 67 号（仮称）新駄地団地新築工事請負契約についてでございます。

次のとおり請負契約を締結することについて議決を求める。

1、契約工事名 （仮称）新駄地団地新築工事。2、契約方法 指名競争入札による契約。3、契約金額 6 億 5329 万円。4、契約相手方 住所 長崎県佐世保市干尽町 6 番 16 号 会社名 株式会社池田工業 代表取締役 池田晃寿。

提案の理由、（仮称）新駄地団地新築工事の請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。詳細につきましては、建設課長補佐に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。建設課長補佐。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長補佐。

○建設課長補佐（長下文隆君）

議案 67 号につきまして、町長に代わりまして説明いたします。

本工事は、東彼杵町平似田郷 727 番地、旧千綿中学校テニスコートに令和 5 年度に造成工事を行った場所に、駄地団地の建て替え工事を行うものであります。

添付しております図面をご覧ください。

図面左上側に平面図、図面右上側に立面図、図面左下側、タイプごとの間取り図、図面右下側に構造図、構造等を記載しております。

建築手順としましては、まず、基礎地盤となりますが、土質調査の結果により、地盤改良が必要となりましたので、建築現場で一般的に使用される柱状改良工法を用い、改良長が深さ 6.1m から 9.5m の柱状の杭を 316 本を建築に必要な支持力まで地盤を改良し、直接基礎、布基礎を施工します。その後、鉄筋コンクリート造 3 階一部 2 階建て 24 戸を設置する建築工事を行います。

各部屋の配置は、平面図赤斜線部の A 棟に間取り図赤斜線の A タイプ 2DK6 戸を 1 階部分に、C タイプ 3LDK6 戸を 2 階 3 階部分に配置しております。

次に、平面図青斜線部の B 棟に間取り図青斜線の B タイプ 1DK10 戸を 1 階部分に 6 戸、2 階部分に 4 戸、D タイプ 2 階部分に 4 戸ですね、D タイプ 3LDK に 2 階 3 階部分に配置しております。

施工期間は算定により、おおよそ 260 日が見込まれ、完成予定は令和 7 年 12 月となっております。

今議会の一般会計補正予算（第 5 号）に繰越明許費補正を提出しておりますので、よろしくお願いいたします。

契約相手方の株式会社池田工業であります。近年では、波佐見町役場の建設と県他市町の多種多様な工事を長年にわたり受注されており、技術的にも何の問題もないと考えられます。以上で説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

ちょっとお願いになりますが、杭打ちが 316 本ということでかなりの騒音が出るかなと思っております。

それから、工事に関してはですよ、町道を使われると思いますので、町道が汚れた場合はもうすぐに清掃するとか。それから、これは通学路でもありますので交通安全にですね、配慮されるようにお願いしたいと思います。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長補佐。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長補佐。

○建設課長補佐（長下文隆君）

杭につきましては、杭打ち、打つ杭じゃなくてですね、掘りながら、掘りながら、先端から固化材が出てですね、だんだん固めていくということなので、上から打つということはないので低騒音を使用した工法となっております。

通学路、町道の汚れ等、その都度現場でですね、確認をしながら対応していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。1 番、大安義和議員。

○1 番（大安義和君）

以前、この新駄地団地について同僚議員が質問したと思うんですが、この 100 年に一度のチャンスが訪れている我が町に対してですね、この仮称でありとも、今のところ仮称ですけども、この団地名の公募をされる、新しい、何と言いますかね、そういうふうな形での予定というか考えはございませんか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはですね、今議員がおっしゃったように、公募をしたいと考えております。

一般質問の時もちっと先に名前が出ていましたけれども、皆さん方からも意見を聞いて、そして役場の中も当然ですけど、外部の方もちっと意見を聞きながら決定させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

その公募はですね、私も一般質問の時には時間がなかったから言いそこなったんですけど、是非公募してください。やはり千綿地区にですね、もう彼杵は結構できたんですけど、千綿地区はもう 50 年ぶりぐらいできる団地なんですよ。ですから、やはり千綿地区の住民の皆さんの関心を高める上でもですね、公募された方が良いんじゃないかと思っております。

それでちょっと本題にいきますけれど、これを見ますと、24 戸、そのお二階さんがおるわけですよ。これ、1 階は全部、これを数えますと 1 階が全部 10 部屋あるから、1 階にあってお二階さんが 3LDK になるわけですよ。そういう理解でよかですかね。

要するに、1 階の 2LDK の一軒家が 1 階に全部 10 軒ずっとあって、その上に 3LDK のお宅がまた 12 軒あるというようなことになる。そういうふうに理解してよかですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長補佐。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長補佐。

○建設課長補佐（長下文隆君）

1 階にはですね、2DK が 6 戸と、1LDK が 6 戸、すみません、10 戸。1 階は階層のことで、1 階が 2DK が 6 戸、A 棟がですね。B 棟が 1 階に 6 戸、1LDK。2 階に 1LDK が 4 戸です。

おっしゃるとおり、2 から、2 階 3 階に 3LDK が 8 戸となります。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

それですよ、それで、お二階さんがおることになるわけですよ、お二階さんが。

かなり、こう、一軒家で 2 階、3 階だったら騒音の問題もないんでしょうけれども、壁の防音対策はできますけれども、2 階の上の天井の防音ちゅうのは、かなり費用が嵩むんじゃないかと思うんですけど、そこら辺、たぶん 1 階に住む人が、やはり 2 階に住まれる方の苦情辺りが、この構造だったら出るんじゃないかと思うんですけど、そこら辺は考慮されたんでしょうかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長補佐。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長補佐。

○建設課長補佐（長下文隆君）

ちょっと資料を今持ち合わせておりませんので、確認をして回答をさせてもらいたいと思います。
よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

マンションもそうなんですけれど、やはりものすごい運動したら下に響く時もありますでしょうけれど、通常の中ですね、日常生活の中では、子どもが騒いで走り回るぐらいはたぶん抑えられるんじゃないかなと思っておりますが、私の感じではですね。後ほどまた詳しくはお知らせいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

ちなみにですよ、ちょっと教えてください。

この A 棟から D タイプまで、それぞれの値段をもう決まっていたら、ちょっと教えていただきたいと思います。入居家賃ですね、入居家賃。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長補佐。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長補佐。

○建設課長補佐（長下文隆君）

家賃はまだ決まっておりますので、ここではちょっと回答はできません。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

その構造をお伺いしたいんですけれど、この立面図ですかね、そこを見ますと、お二階さんに行くにはその階段を上って行って、それはずっとまた横に行かれるんですか、マンションみたいに。2 階に上がってまた横を通って各部屋に行くというような構造になってるんですかね。ここにはちょっと通路が見えないんですけれど。そういうふうに解釈して良いんですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長補佐。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長補佐。

○建設課長補佐（長下文隆君）

そうですね。真ん中の階段を上って、横に移動することになります。はい。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

この構造はさっきも言ったように、1 階にあって 2 階にお二階さんがいる。おまけに、これ 2 階を上がって、2 階に上がって横に移動せんばわけですよ。これ引っ越しは大変と思うんですよ、たぶんこういう構造が。もう少し、こう何と言うかな、設計のしようがなかったのかと思うんですけどね。

2 階に階段で上がってですよ、それから横には、引っ越し業者さんとかですね大変ですよ、家具を入れるとは。1 軒 1 軒で 2 階に行くならよかとですけど横に行くのは非常にですね。なぜこういうふうな構造になったのか、ちょっと不思議に思いまして質問しました。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

都会でもですね、マンションもそうなんですが、共有部分がやはり横に行かざるを得ない。

これはもう引っ越し業者の方がたぶん上手にされるんじゃないかなと思っております。

ここはどうしてもそういう限られた予算でもありますし、あまり贅沢なものもできませんでしたが。

とにかく公営住宅でございますので、本当に厳しい財政状況の中ではもう精一杯だったんじゃないかなと思っております。よろしくお願いします。

○——△——

発言の修正。

○議長（浪瀬真吾君）

建設課長補佐。

○建設課長補佐（長下文隆君）

先ほど私は真ん中の階段だけと言いましたけれども、横、一番両サイドからの斜めに上る階段もございます。訂正してお詫びします。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

今回の議案は契約案件なので、これについてどうこうっていうお話ではないんですが、元々この駄地団地の予算については、もう少しあって繰越しがたぶんされているのかなと思うんですが、まだ別途発注されて云々ってなった場合に、今回の部分の工期は 12 月まで、来年 12 月までで、入居はいつからできる予定か、見込みがあればお尋ねしたいのと、まだ別途発注を考えておられるのであれば、その説明をお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長補佐。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長補佐。

○建設課長補佐（長下文隆君）

別途発注につきましては、現在のところ考えておりません。

入居のスケジュールといたしましては、今の段階では、令和8年4月までには入居していただいて、4月からの住宅の運用を開始したいと考えておりますので、その前の3月までには入居を始めていきたいと考えております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

先ほどまだ入居家賃がまだ決まってないということだったんですけれども、これ引っ越す方にとっては最大の関心事なんですよ。この入居家賃によってはあまりにも高いと、これちょっと高すぎやめようという方も、今希望しておられるんでしょうけれど、今入っておられる方が、中には家賃次第によってはやめるということも出てこられる方もあらわれるのかなということは、これ想像の段階を出ないんですけどね。

だから、この家賃についてはですよ、なるべく早く町の方で確定ちゅうか、おおむね確定、予定価格でも結構ですよ、この程度でも。この程度の家賃になりそうですよということを、特にそこに入居される方にとって一番最大の関心事、それによって行動方針がまた変わってくる。

だから、なるべく早くそのおおむね予想値を町の方として確定してもらうように努力していただけませんかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、金額はまだ決まっていませんでしたけれど、今駄地団地にお住いの方で希望を取った時に価格が上がりますよということはお知らせをして調査をしておりますが、本当にどのくらいの金額かというのを示さないと、やはりおっしゃるように、行けないという方もいらっしゃるかもしれないので、なるべく早くそういうことを周知をするようにしたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

2番、児玉隆行議員。

○2番（児玉隆行君）

入札結果を見たらですね、町内から1社、町外から15社16社、そのうち4社が辞退、5社が失格、残りの7社で入札が入っていると思うんですが、ひとつ引っかかったのが、その失格ですね。失格が最低制限価格より下でしたと。で、ランダムで高くて、高く出たから引っかかったっていうならまだわかるんですが、元々想定されていたのを最低制限価格より下でしたというふうに見れたんですが、そこは、すみません、確認なんです、ランダムが高かったから5社失格だったのか、最低制限価格より下だったのかちょっとひとつ確認をさせてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

実際会場に出したランダムは下の方でしたので、実際ランダムで失格になったってということでもないというふうには考えております。

設計については、こちらは承知をしておりますので、建設課の範疇でございます。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

ランダムが原因で失格が多かったということではないのであればですよ、最低価格が当然ありまして、近年はですね、もう皆さん業者の方も大体設計額は狙われてきて、あとはランダムで結果が変わるということが多いと思うんですが、積算の誤りはないと思うんですが、あまりにも5社というのは多い感じがします。

5 社失格がなぜかというそういう原因の調査をされているのか。積算の誤りは当然ないと判断されているのか、ここはお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私、入札があれには行っていませんけれど、大体設計見積もり、こっちの金額のはちょっと違うというのは、やはり業者の方からですね、異議申し立てがかなりあるんですよ、その時は調査をしまして、全部不調に終わった段階でその調査をします。

今回はそういうあれがありませんでしたから、最低制限価格というのは、私がまず第1回目、その当日にしますので、ランダムですね。だから、そこで異議があれば、そういう調査もしますが、別にもう皆さん方が納得というか、そういうことだったので私はもう価格のあれは間違いなかったのではないかなと考えておりますが。

1 点だけ、もう少し、本当は設計額が贅沢な仕様でしていたもんですから、私がお願いして、少し価格を最初から減らしたこともございました。ちょっとう、公営住宅というのは、やはり家賃も少し低くて、役場の方で社会的にもたなければいけない、値段も上げないですね。

だから、そういうことで、最初の設計ももっと大きかったんですよ。私がお願いをして、もう少しなんですけれど、贅沢品、調度品とかいろいろ外させていただいて決めたもんですから、こういう形になったんじゃないかなと私は推測しておりますが、もしあれだったらもう1回その設計の方に建設課の方で調査をさせますので、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 67 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 67 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 67 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 67 号（仮称）新駄地団地新築工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 68 号 大音琴川浚渫推進工事（2 工区）請負契約について

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 7、議案第 68 号大音琴川浚渫推進工事（2 工区）請負契約についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 68 号大音琴川浚渫推進工事（2 工区）請負契約について。

次のとおり請負契約を締結することについて議決を求める。

1、契約工事名 大音琴川浚渫推進工事（2 工区）。2、契約方法 指名競争入札による契約。3、契約金額 6192 万 4500 円。4、契約相手方 住所 長崎県東彼杵郡東彼杵町三根郷 1363 番地 会社名 有限会社 東峰 代表取締役 三根公一郎。

提案の理由、大音琴川浚渫推進工事（2 工区）の請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。詳細につきましては、建設課長補佐に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。建設課長補佐。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長補佐。

○建設課長補佐（長下文隆君）

議案 68 号につきまして、町長に代わりご説明いたします。

本工事は、東彼杵町大音琴郷にあります大音琴川の浚渫伐採を行う工事であります。

大音琴川は近年、頻繁に発生する集中豪雨による土砂の堆積、河川内に繁茂するダンチク等の影響により、河川断面が阻害されており、河川氾濫等の大規模な浸水被害を防ぐために工事を行うものです。

添付しております図面をご覧ください。

本工事の施工箇所は、図面左側、大音琴農村公園付近から上流に延長 820m の町道大音琴 2 号線と交差する区間の浚渫伐採を行います。

図面、赤色ラインは町道大音琴 2 号線となります。

施工のため仮設道路を設置しますが、ピンク色は既存の道路に敷鉄板の設置、オレンジ色は盛土を行い、敷鉄板を設置し、護岸及び河川内から掘削した堆積土及び伐採木等を搬出する計画となります。

図面の下側に表示しているのは、最も堆積している部分の河川断面でありまして、茶色部分の堆積土を撤去するようになります。

事業概要といたしましては、河川浚渫 413 m³、河川内除草 3,840 m²、仮設道路河川外除草 2,470 m²となり、浚渫土については、小音琴公民館付近にあります受け入れ地へ搬出いたします。

伐採木については佐世保市の長崎県北部森林組合、木の根につきましては、佐世保市のリサイクル佐世保まで搬出いたします。

施工期間につきましては、渇水期の施工となるため、取水期前を予定をいたしておりますが、現場の状況等により、工期延長も考えております。

今議会の一般会計補正予算（第 5 号）に繰越明許費補正を提出しておりますので、よろしくお願いいたします。

契約相手方の有限会社東峰であります。県事業をはじめ、多種多様な工事を長年にわたり受注されており、技術的にも何の問題もないと考えられます。以上で説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。7 番、口木俊二議員。

○7 番（口木俊二君）

今の課長補佐は、起点が農村公園付近と、橋付近から上流と言われましたけれども、その下流の方も結構ダンチクも繁茂してハウスの辺り、あそこら辺もカーブして、危険性があるなと感じておりますけれども。

その下流側の今後の計画は持っておられないのでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長補佐。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長補佐。

○建設課長補佐（長下文隆君）

下流側は大音琴川浚渫推進工事（1 工区）として入札を行いましたけれども、不調となりましたので再度今協議を行っているところでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番、口木俊二議員。

○7 番（口木俊二君）

浚渫工事（1 工区）の浚渫工事。そのダンチクの除去というのは考えておられないんですかね。

それと、あとダンチクの除去する時の工法、どのような形で除去されるのか。伐採と言われましたけれども、根本から取るのか、全体的に取るのか、切ってするのか。それによって雨の時にちょっと災害が出る恐れもあるかなと思うんですけれど、どういうふうな考えでおられるのか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長補佐。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長補佐。

○建設課長補佐（長下文隆君）

すみません、説明不足で。大音琴川浚渫推進工事（1 工区）という工事を入札を行っております。その中でも浚渫と伐採木、伐採の工事を入れ込んで発注をしようかと考えておりましたけれども、今、入札が不調となっておりますので再度今協議を行っているところでございます

伐採の施工方法といたしましては、上を切ることはもちろんなんですけれども、下の根まで取ろうと考えておりますので、上は草刈り機等で切って、下は重機等で掘るか、掴んで取るかという方法で考えております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

さっきの数字でちょっと浚渫される体積がちょっとわからなかったんですけれど、何m³か、もう一回。

それと掘り起こした泥を、なんか、小音琴公民館、捨てる所ですね、おっしゃったんですけれど、そこら辺の詳しい説明ももう一回してください。どういう状況の所なのか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長補佐。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長補佐。

○建設課長補佐（長下文隆君）

申し訳ございません。河川浚渫で土砂の量がですね、413 m³で、河川内に生えているダンチク等

ですね、その伐採を 3,840 m²で、そこまでの河川に乗り入れる仮設道路を作るための除草作業が 2,470 m²となっております。

浚渫土の処分地ですが、小音琴郷の公民館上の原野の土地をご相談いたしまして、そこに土砂を入れまして整地をしていくという形にしております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

浚渫土の件でちょっと再度お尋ねします。小音琴郷の公民館の近くに捨てられるということで、今お聞きしましたが、この大音琴郷地区にはですよ、耕作をしていない所がないかどうか、そういう所に持っていけばですよ、まだやや安価にできるんじゃないかなと思っていますが、その考えはないでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、耕作放棄地もありはするんですが、小音琴の方がもうすぐ承諾をいただきましたので、もう今からまた交渉してとは、やはり耕作放棄地もいくらなんでもですね、そう簡単にはいかないの、川の土を持って行くのはですね。ここでお願いをしたということでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

さっきの続きなんですけれども、その個人の雑種地に捨てるということですよ。

そしてそこがたぶん町道と同じ高さぐらいされるんですか、埋めた後。そしてそれは何のためにされるのか。例えば雑種地を宅地にされるためにされるのか、その個人さんは、どういう目的で。単に一時預かりでそこに捨てるっちゃうことなんです。それとも、もうそこを埋めた土地をまた他の用途に使うっていうことで、目的でされているのか、そこら辺をちょっと聞かせてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

ここ雑種地じゃなくてですね、原野ですね。詳細は課長補佐に説明させます。建設課長補佐。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長補佐。

○建設課長補佐（長下文隆君）

原野でしたのでそこに土砂を捨てていいかというご相談をして、最終的にはそこをどう使うかというのは、何も決めて、個人さんのお話も決めておりませんので、道路並、町道の側ではあります。町道は側であるんですけれども、もう町道並みまでいくかどうか、たぶんいらないかと思うんですけれども、埋め立てていきたいと、受け入れてもらいたいということでお話をいたしました。

跡地利用は、個人さんの話は聞いておりません。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

1 番、大安義和議員。

○1 番（大安義和君）

皆さんにもご記憶があると思うんですけど、熱海の堆積について災害がございましたけれど、今回の土砂を捨てるというのは、川の砂、あれ石ですから非常に水分が多いと思うんですよね。そういう流出等の対策というのは行われているのでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長補佐。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長補佐。

○建設課長補佐（長下文隆君）

基本的には、土砂と言いますけれども、玉石等が多くございまして、石がかなりほとんどだと思いますので、その辺は流出等は心配ないかなとは思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

熱海の場合は盛土で、そういう形になりました。今度、町道よりちょっとまだ下の方ですね、上には上がらないぐらいの数量かなとは感じておりますので、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

大音琴の方から小音琴の公民館の方に土砂を持っていくというとなればですよ、あそこの国道から小音琴に入っていく町道、これかなり狭いですよね。もうなんか離合できる箇所がほとんどないぐらいの狭い道路ですよ。となればですよ、大型ダンプが、おそらく大型ダンプで土砂をそこに運搬するとなると、やはりあそこを利用する方、結構使用者、通る方は多いですよ。

となれば、離合する場所をですね、どっかに設けないと、あそこに住んでおられる方々のなんちゅうかね、交通の便、それから通学する児童生徒、スクールバスで行っておられるんですけどね、あれの交通の安全性、そういう両面から見て、その離合する場所を設ける必要があるんじゃないかと私は思っているんです。町長、いかがですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

離合場所の計画はありましてですね、この工事をする、これに間に合わない時には、その時間帯を調整をしてもらうようにしかもうならないですね、通学通勤を外すとか、ちょっと車の空いた時。

本当に、あそこ、ずっと国道から入って、旭さんのアパートがありますけれど、わかりますので協議をしながら、土地をお願いをしながらですね、離合場所をしなければいけないと計画をしておりますので、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

5 番、尾上庄次郎議員。

○5 番（尾上庄次郎君）

関連して質問をいたします。どのくらいの期間で計画されておるのかですね、ちょっとお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長補佐。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長補佐。

○建設課長補佐（長下文隆君）

施工期間につきましては、やはり雨があまり降らない時期、渇水期ですね、の施工とを考えておりますので、田んぼの上がって今の時期から田んぼが始まるまでの間を考えておりますので、一般会計予算の方に明許繰越補正を提出しておりますので、ご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

次の口木田川と同じ、関連するんですけれどもね、ちょっと今年の当初予算を見てきました、当初予算。

当初予算の土木費、河川費の中に、工事請負費として浚渫推進工事として、これが 2 億 4550 万が計上されています。そして、これの一般会計予算概要の説明書によりますとですね、これによると、その予算、河川浚渫工事は、3 河川の浚渫推進工事と謳ってあるわけですね。今んとこ 2 河川なんですよ、今回上がってきたのが。もう 1 河川は、たぶん私の記憶によると小音琴川も入っていたと思っています。小音琴川も今回議案として上がってきていないのはなぜなのか。この点をお伺いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

小音琴川は 3000 万円位で、この対象にならなくて、予算でお願いをしたいということで、計画です。

○——△——

発注は。

○町長（岡田伊一郎君）

発注はしているんですよ。ただちょっと遅いというご意見もありましたけれど、水を使う時になかなか河川をさわられない、水田とかございましてですね。もう稲が終わってから取り組みということで、もう発注していますので、3 本、おっしゃるとおりにはしています。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 68 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 68 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 68 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 68 号大音琴川浚渫推進工事（2 工区）請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 69 号 口木田川浚渫推進工事請負契約について

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 8、議案第 69 号口木田川浚渫推進工事請負契約についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 69 号口木田川浚渫推進工事請負契約について。

次のとおり請負契約を締結することについて議決を求める。

1、契約工事名 口木田川浚渫推進工事。2、契約方法 指名競争入札による契約。3、契約金額 4776 万 900 円。4、契約相手方 住所 長崎県東彼杵郡東彼杵町三根郷 1856 番地 7 会社名 有限会社 山田組 代表取締役 山田秀一。

提案の理由、口木田川浚渫推進工事の請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。詳細につきましては、建設課長補佐に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。建設課長補佐。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長補佐。

○建設課長補佐（長下文隆君）

議案 69 号につきまして、町長に代わりましてご説明いたします。

本工事は、東彼杵町口木田郷にあります口木田川の浚渫伐採を行う工事であります。

口木田川は、近年、頻繁に発生する集中豪雨による土砂の堆積、河川内に繁茂するダンチク等の影響により、河川断面が阻害されており、河川氾濫等の大規模な浸水被害を防ぐために行うものです。

添付しております図面をご覧ください。

本工事の施工箇所は口木田川全延長 900m の浚渫伐採を行います。

図面、赤色ラインは町道口木田 2 号線となります。施工のため、仮設道路を設置しますが、ピンク色部分には、敷鉄板を設置し、護岸及び河川内から掘削した堆積土及び伐採木等の搬出する計画となります。図面の下側に表示しているのは河川断面でありまして、茶色部分の堆積土を撤去するようになります。

事業概要といたしましては、河川浚渫に 210 m³、伐採除根 4,200 m² となり、浚渫土につきましては、大音琴川と同様、小音琴公民館付近にあります受け入れ地へ搬出いたします。

伐採木につきましては、佐世保市の長崎県北部森林組合、木の根につきましては、大村市の長崎山陽まで搬出いたします。

施工期間につきましては、大音琴川と同様、渇水期の施工となるため、取水期前を予定しております。

現場の状況等により工期延長も考えておりますので、今議会の一般会計補正予算（第 5 号）に繰越明許費補正を提出しておりますので、よろしくお願いいたします。

契約相手方の有限会社山田組であります。県、他市町の多種多様な工事を長年にわたり受注されており、技術的にも何の問題もないと考えられます。以上で説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

先ほどと同じように、浚渫によって出るですね、土砂の量と予定価格は大体、これはそもそもいくらだったんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

土砂の量は 213 m³ で、先ほど報告しましたとおり。

予定価格がですね、ちょっと今手持ちに持ちませんけれど、予定価格はですね、ちょっと税財政課長に説明させますけれど、今回 5000 万円が上にいったらこの議会の議決をもらわなければいけないので 4770 万円と出ていますけれど、そういうことでございます。予定価格は税財政課長の方に説明させます。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長(山下勝之君)

予定価格につきましては、税抜きになります 4598 万円でございます。以上です。

○——△——

暫時休憩をお願いします。

○議長(浪瀬真吾君)

暫時休憩します。

暫時休憩(午前 11 時 03 分)

再開(午前 11 時 04 分)

○議長(浪瀬真吾君)

休憩前に戻り、会議を続けます。

3 番、構浩光議員。

○3 番(構浩光君)

まず 1 点、小音琴川の浚渫土もたぶん小音琴公民館の近くに捨てられると思うんですけど、小音琴ですね。それから大音琴、口木田。全部そこにですよ、一括して残土を処理するっちゃうことは、かなり交通的にですよ、ちょっと工事的にちょっと厳しいかなという感じがするんですけど。うまく調整すればなんとかかなるかなと思うんですけど、やはりそこしかないのか。

先ほど言ったようにですよ、口木田川についてはですよ、口木田の耕作放棄地とかそういう所に捨てられた方が逆に早く終わるんじゃないかなと思っていますが、そういう考えはないのでしょうか。

○議長(浪瀬真吾君)

町長。

○町長(岡田伊一郎君)

建設課長補佐。

○議長(浪瀬真吾君)

町長に代わり建設課長補佐。

○建設課長補佐(長下文隆君)

口木田地区につきましては耕作放棄地が見当たらない状況でしたので、近くには捨てる場所がないかなと判断いたしました。

小音琴が原野でしたので、色んな手続きも必要がないと判断いたしましたので、小音琴に受け入れるように判断いたしました。

○議長(浪瀬真吾君)

町長。

○町長(岡田伊一郎君)

ちょっと補足をいたしますけれど、農地にはですね、捨てられないんですよ、決まりがあってですね。だから原野の方でお願いをしているということでございますので、よろしくお願いします。

○議長(浪瀬真吾君)

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

ちょっと、私も最近、性善説から性悪説に、ちょっと最近いろいろな事件があって考えるようになったんで、ちょっと、あまり聞いてもいいかなと思っていますが、先ほどの工事がですよ、捨てる場所同じですよ。同じ浚渫工事の土砂を持って行って、そして、口木田川、大音琴川から、同じ小音琴の公民館の横に捨てられると。それからこの工事請負の見積りの時に、たぶん、かなりの人件費がいるんですよ、一方通行となったり。あそこ狭いです、大石議員が言ったように狭いですから、例えば国道からずっと何人か見張り番といいますか、要るですもんね。そういうのが、まさか同じ時期にすつとに、例えば、5、6人するにしても5、6人のその人件費あたりを各社とも、各社とも1件1件あげたら、共通で3社が話し合えば1か所で済むとですよ、1か所の管理で。

例えば、時間帯によってそれを按分して、按分してするということもでき、ちょっと悪く考えればですよ。1件1件、例えば5人の警備員が要りますと言うて各会社から出とって、出る見積もりをされとって、それはダブって要らんわけですよ、実際。実際できないですから。今は、山田組のトラックが、ダンプが入りますよ。そうしたら、山田組から雇われた警備員が立ってください。次30分したら、今度はもう一つの会社が、東峰がダンプを通りますから、はい、今度は東峰で請け負った警備員さん5人、6人してくださいって、実際これ無理ですよ。でしょう。

ですから、そこら辺のね、精査はされたのかな。ちょっと性悪説で考えると感じましたもんですから、そういう精査をされたのかどうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この残土処理というのはですね、歩掛りも決まっています、金額が決まっているんですよ、距離に応じて。だから、会社が落札した時にはもうそこに捨てに行く時はもう会社同士で、調整をしてもらう以外はございません。金額も決まって単価も決まって入札をされていますから。残土処理というのは距離が遠くなれば遠くなるほど金額が掛かるんですよ。例えば、この前太ノ原のため池の浚渫をしましたけれど、あの時演習場に捨てさせてくださいと言って、最初はちょっとあまり良い返事がもらえなかった。

その時、今度はお金が、遠くまでだったから2000万円ぐらい掛ったですが、近くの練習場に捨てられたから経費が浮いたという状況ですので、今、吉永議員がおっしゃった、ガードマンとかじゃなくて、距離とその量と決まって、歩掛りありますから、それでもう積算したということです。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7 番（口木俊二君）

ちょっと聞きたいんですけど、起点はわかるんですけど国道をすぐ上がった所。終点がちょっと、これちょっとわかりにくいんですけど。大体でいいですけど、そこら辺というのはわかります、終点。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長補佐。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長補佐。

○建設課長補佐（長下文隆君）

終点部分がですね、一番上に家がございますですよ、今、何て言われるか、その方の下側。一番上の家の下側ぐらいまで。田んぼが、田んぼが大体圃場整備がある所ぐらいまでは範囲となっております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 69 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 69 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 69 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 69 号口木田川浚渫推進工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会（午後 11 時 11 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 浪瀬 真吾

署名議員 口木 俊二

署名議員 大安 義和